



Title	軍縮国際法：国際法学からの軍縮の分析
Author(s)	黒沢, 満
Citation	阪大法学. 2007, 56(6), p. 1-38
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55108
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

軍縮国際法

—国際法学からの軍縮の分析—

はじめに

軍縮問題の歴史的発展

- 1 二〇世紀初めまで—思想的背景と政治的主張
- 2 國際連盟の時期—軍備の制限と削減
- 3 國連の初期—核兵器廃絶と全面完全軍縮の主張
- 4 冷戦期—軍備管理—軍備の制限と禁止
- 5 ポスト冷戦期—軍縮と不拡散

二 國際法上の軍縮の概念と内容

- 1 軍縮の伝統的な定義
- 2 軍縮と軍備管理
- 3 軍縮と不拡散

黒

澤

満

4 軍縮の概念と内容

三

軍縮国際法の国際法体系内での位置づけ

- 1 武力紛争法との関連における軍縮国際法
- 2 國際安全保障との関連における軍縮国際法
- 3 独立した分野としての軍縮国際法

4 軍縮国際法の位置づけ

四

軍縮国際法と国際安全保障

1 國際の平和と安全のための諸措置

2 軍縮と武力行使の禁止

3 軍縮と紛争の和平的解決

4 軍縮と集團的安全保障

おわりに

はじめに

本稿の目的は、国際法学における軍縮の内容および位置づけを明らかにすることである。まず軍縮問題の歴史的発展を概観し、次に国際法上の軍縮の概念と内容を明らかにする。さらに国際法体系内での軍縮の位置を明確にし、国際の平和と安全に向けた努力の中での軍縮の意義を検討する。

一 軍縮問題の歴史的発展

1 二〇世紀の初めまで—思想的背景と政治的主張

近代国際社会の成立とともに、一七世紀の宗教戦争が特に破壊的であったこと、および一八世紀に兵器がますます殺傷力を増したことなどを背景として、さまざまな思想家が国際平和計画を提案し、そこで軍縮の重要性を強調した。それらはヨーロッパの平和を維持するためヨーロッパ議会など国際社会の組織化を主張するものであるが、その中で軍縮の重要性に初めて言及したのは、ウイリアム・ベンによる一六九三年の「ヨーロッパの将来の平和のための計画」である。またジェレミー・ベンタムは、一七八九年の「普遍的かつ恒久的平和のための計画」において、海軍力の制限や兵力の制限など軍縮の問題に直接言及している。⁽¹⁾さらにイマニュエル・カントは一七九五年の「恒久平和のために」において、諸国家間の恒久平和のための予備条項の第三において、「常備軍は、時とともに完全廢されなければならない。なぜなら、常備軍はいつでも武装して出撃する準備を整えてることによって、ほかの諸国をたえず戦争の脅威にさらしているからである。常備軍が刺戟となつて、たがいに無際限な軍備の拡大を競うようになると、それに費やされる軍事費の増大で、ついには平和の方が短期の戦争よりもいつそ重荷になり、この重荷を逃れるために、常備軍そのものが先制攻撃の原因となるのである」と述べている。⁽²⁾これらの思想的背景は、その後の軍縮の進展に対しても、今日に至るまで大きな影響を与えていている。

現実の国際政治においても、一七六六年のオーストリア提案、一八一七年のロシア皇帝アレキサンダー一世の提案、一八六二年のナポレオン三世の提案、一八七〇年の英外相クラレンドル卿の提案などさまざまな軍縮提案が出されたが、いずれも成功しなかつた。この時期の唯一の成功例は、一八一七年のラッシュ・パゴット協定である。

この協定は、米国と英國との間において、五大湖に保有する海軍兵力の制限を規定したものである。

一九世紀に顯著であったもう一つの特徴は、英國および米国において平和団体が結成され、同様のものがヨーロッパ各国に作られたことである。これらの団体は國際平和の追求を目的とし、その主要な手段の一つとして軍縮を強調するものであり、漸進的、相互的、同時的に兵力の制限を提唱するものであつた。

一般的な軍縮のための國際會議が招集された最初のものは、一八九九年の第一回ハーグ平和會議である。一八九八年八月のロシア皇帝ニコライ一世が発した詔書では、「普遍的平和の維持および過剰軍備の可能な削減は、すべての政府の努力が向けらるべき理想である。ロシア皇帝政府は、眞の永続する平和の祝福をすべての人々に保証し、特に現存軍備の漸進的開発を制限する最も有効な手段を、國際的協議によつて求めるのに今は最もふさわしい時期であると考える」と述べられ、軍縮に大きな重点が置かれていた。

また會議の議題においても、現在の陸軍、海軍およびそれらの予算を増加させないという了解、陸軍および海軍において新たな兵器や新たな爆発物の採用の禁止などが含まれていた。しかし、この會議は軍縮に関して何らの合意にも達することができず、一九〇七年の第二回ハーグ會議は、議題に軍縮を含んでいなかつた。これらの會議は、國際社會のほぼすべての国家が参加し、國際平和のためのさまざまな条約作成を企てたきわめて重要な會議であり、軍縮については合意できなかつたが、紛争の平和的解決および戦時國際法については多くの条約の採択に成功している。

この時期の軍縮問題は、思想家が軍縮問題の重要性をさまざま指摘するものであり、また現実の國際社會において国家が軍縮を提案するものであつたが、軍縮が実現されたと考えられるのは例外的であり、實定國際法としてはまだほとんど発達していなかつた。

2 国際連盟の時期—軍備の制限と削減

一九一四年に開始された第一次世界大戦は、新たな種類の総力的な戦争であり、きわめて多くの死傷者を出し、国際社会に大きな衝撃を与えた。またこの戦争は、軍拡競争を放置したことがその勃発の主要な原因であると一般に考えられたため、戦争を防止するためには、軍備の制限、削減が不可欠であると考えられるようになつた。その結果、一九二〇年代および三〇年代には、軍縮に多くの努力が払われることになつた。

一九一八年一月に米国大統領ウッドロー・威尔ソンは、世界平和のためのプログラムとして一四項目を示したが、その第四項目は、「各国の軍備は、国内の安全に一致する最低限度まで削減されるという保証を相互に交換すべきである」と、大幅な軍縮を提唱していた。

この内容は、国際連盟規約に取り入れられ、その第八条は以下のように規定する。

1 連盟国ハ、平和維持ノ為ニハ、其ノ軍備ヲ國ノ安全及國際義務ヲ共同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮少スルノ必要アルコトヲ承認ス。

2 連盟理事会ハ、各國政府ノ審議及決定ニ資スル為、各國ノ地理的地位及諸般ノ事情ヲ參酌シテ、軍備縮少ニ關スル案ヲ作成スヘシ。

このように、連盟規約においては、第一次世界大戦の影響が大きく作用し、国際平和の維持の一手段として軍縮に対してきわめて重要な地位が与えられた。この時期には国際連盟においては一般軍縮の交渉が、連盟外では主要国間で海軍軍縮交渉が行われた。

国際連盟における軍縮交渉は、まず世界軍縮会議（軍備の削減および制限のための会議）の準備委員会が一九一五年に設置され、五年の作業の後一九三〇年一二月に条約案を作成した。その第一条は、「締約国は、本条約に規

定されているように、それぞれの軍備を制限し、可能な限り削減することに合意する」と規定し、陸海空すべての兵力および軍備に関わるものであった。世界軍縮会議は、一九三二年二月にジュネーブで開催され、五九カ国が参加した。会議は主として軍縮と安全保障の関係に関する議論で対立し、一九三三年一〇月にドイツが軍縮会議および国際連盟からの脱退を声明したため、会議は失敗に終わった。

他方、一九二三年二月にワシントンで締結された「海軍軍備制限条約」は、英國、米国、日本、フランス、イタリアの主力艦すなわち戦艦および航空母艦のそれを総トン数で制限するものであり、その割合は、五、五、三、一・六七、一・六七である。これは主要国が交渉により成立させた最初の軍縮条約であり、現存の船舶あるいは建造中の船舶の廃棄を求めるものであった。

一九三〇年四月にロンドンで締結された「海軍軍備制限・削減条約」は、ワシントン条約の原則を補助艦にも適用するもので、米国、英國、日本のみが署名した第三部では、巡洋艦と駆逐艦は約五、五、三、潜水艦は同等に制限することが規定されている。

この時期の軍縮問題は、連盟規約の規定により軍縮の重要性が法的にも認識され、一般的軍縮を目指して長期の交渉が実施されたが、合意に達することができず、実定国際法としては存在しなかつた。しかし個別的軍縮として、海軍軍備の制限および削減に関して実定国際法が存在していた。

3 国連の初期—核兵器廃絶と全面完全軍縮の主張

広島および長崎への原爆投下以前に作成された国連憲章は、集団的安全保障を重視し、連盟規約ほどには軍縮を重視していない。憲章第一一条は、「総会は、国際の平和及び安全の維持についての協力に関する一般原則につい

て、軍備縮少及び軍備規制を律する原則を含めて、審議し、……勧告をすることができる」と規定し、第二六条は、「……安全保障理事会は、軍備規制の方式を確立するため国際連合加盟国に提出される計画を、……作成する責任を負う」と規定している。⁽³⁾

軍縮に対するアプローチがこのように大きく異なる理由の一つは、第一次世界大戦がそれ以前の軍備競争の結果として引き起こされたのに対し、第二次世界大戦は主要国が十分な軍事力を保持して、いたら避けられたと一般に考えられたからである。

しかし、現実には広島および長崎に原爆が投下されたことにより、国連は特に核兵器による被害の大きさに影響され、まず原子力の管理の問題に取り組んだ。国連総会の最初の決議一（I）は一九四六年一月に採択され、原子力委員会（Atomic Energy Commission）の設置を定めるものであった。委員会の付託事項には、原子力の管理と核兵器の廃棄のための提案の作成が含まれていた。米国とソ連はそれぞれ自国の提案を示したが、核兵器の廃棄を優先するソ連と核兵器の管理を優先する米国の対立のため、実質的な進展はみられなかつた。

やがて国連総会は、一九四六年一二月に軍備および兵力の全面的規制と縮小のための通常軍備委員会（Commission for Conventional Armaments）を設置した。これらの二つの委員会は一九五二年一月に統合されて軍縮委員会（Disarmament Commission）となり、兵力、通常兵器、核兵器を含む包括的軍縮が議論されるようになつた。

一九五〇年代の終わりから六〇年代の初めにかけて、全面完全軍縮という問題が国連において、また新たに設置された一八カ国軍縮委員会（Eighteen Nations Committee on Disarmament）において審議されるようになつた。一九五九年の国連総会決議は、全面完全軍縮の問題は、今日の世界が直面する最も重要な問題であるとし、各國政府に対し、この問題の建設的解決を達成するためあらゆる努力をなすよう要請した。ソ連と米国はそれぞれ、自国の

全面完全軍縮提案を条約案の形で提出し、一九六一年九月には、米ソは全面完全軍縮交渉の原則に合意している。この時期の軍縮問題は、核兵器の出現を契機として国連を中心に積極的に取り上げられ、交渉が開始された。また一般的軍縮の方向が模索され、後には全面完全軍縮の追求という形で交渉されたが、実際には条約作成には至らなかつた。

4 冷戦期—軍備管理——軍備の制限と禁止

一九六〇年代に入り、軍縮問題は現実に可能な個別的な問題の検討に移行していった。その最初の成果は、一九六三年の部分的核実験禁止条約（P T B T）であり、対立関係にある米英・ソ間で、放射能汚染を撒き散らす大気圏内核実験を禁止することにより、地下核実験に移行することを確認すると共に、核兵器の拡散防止、すなわち新たな核兵器国の出現の防止を目指すものであった。この拡散防止の努力は、さらに一九六八年の核不拡散条約（N P T）の締結へと繋がつていった。核不拡散条約は、当時すでに核兵器を保有し爆発させていた五国（米国、ロシア、英國、フランス、中国）に核兵器国地位を承認し、その他のすべての国家を非核兵器国と定義し、後者による核兵器の取得または生産を禁止するものである。

これらを基礎に、米ソは二国間で戦略兵器制限交渉（S A L T）を開始し、一九七二年には、対弾道ミサイル（A B M）条約および戦略攻撃兵器制限（S A L T I）暫定協定を締結し、防御兵器の展開を厳格に制限し、攻撃兵器を現状凍結的に制限することに合意した。これらは米ソ間の相互確証破壊（M A D）状態の維持・強化を目指すものであり、その延長線上で一九七九年に戦略攻撃兵器制限（S A L T II）条約が署名され、大陸間弾道ミサイル（I C B M）、潜水艦発射弾道ミサイル（S L B M）および爆撃機に対して、詳細な制限あるいは上限設定を課

すものであった。

この時期においては、主として米国において、軍縮ではなく軍備管理という用語が好んで用いられた。これは特に敵対的な関係にある米ソ間において、軍備の縮小は不可能であるので、両国の軍備を制限し管理することにより、核戦争の勃発の危険を最小限にし、仮に戦争が起つてもその損害を限定しようとするもので、軍備競争の無制限な進展を管理しつつ、米ソ間の戦略的安定性を維持・強化しようとするものである。

また、この時期に、いかなる国家の領域でもない環境、すなわち国際公域において軍備競争が繰り広げられるのをあらかじめ防止するための措置が合意されている。まず一九五九年に南極条約が署名され、南極ではあらゆる軍事的活動が禁止され、非軍事化が定められ、次に、一九六七年の宇宙条約では、天体の非軍事化と宇宙空間の非核化が規定され、一九七二年の海底非核化条約では、一二海里以遠の海底が非核化されている。同様に一九七九年には月協定が署名されている。これらはいわゆる国際公域の非軍事化または非核化を規定することにより、将来における軍事的利用を前もって禁止するものであり、国際法による予防的規制として重要な役割を果たしている。

さらに、核兵器の不拡散と関係しつつ、地域の安全を強化する試みとして、核兵器が全く存在しない地域を設定する非核兵器地帯として、一九六七年にはラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）が、一九八五年には南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）が署名された。これらは地域の安全保障を強化しようとする地域諸国とのイニシアティブによるもので、核不拡散体制を補完し強化するとともに、核兵器国への核兵器の配備を拒否することにより、大国間の対立に起因する核戦争に巻き込まれるのを避けようとするものである。

なお一九七二年に生物兵器禁止条約（BWC）が署名されたが、これは生物兵器の開発、生産、貯蔵を禁止し、保有する生物兵器を九ヶ月以内に廃棄することを要求している。この時期には、生物兵器の軍事的有用性は疑問視

されていたため、比較的容易に条約が作成された。

この時期の軍縮問題は、一般的なものから個別的なものに交渉が移ったため、さまざまな領域で軍縮に関連する条約が作成されることとなつた。この時期の軍縮関連条約の基本的な性質は軍備管理と呼ばれるように、米ソ間の戦略的安定性を強化しようとするものであつた。また、非核兵器地帯の設置や国際公域における非軍事化や非核化など、新たな軍備競争の開始を前もつて防止するという予防的な措置が多くとられた。また生物兵器については全面禁止および廃棄が合意されている。このように、この時期には安定国際法としてさまざまな条約が個別的軍縮に関連して作成された。

5 ポスト冷戦期—軍縮と不拡散

一九九〇年前後に冷戦が終結したことにより、米ソの対立、東西の対立が消滅し、それにより、軍縮の側面で大きな進展が見られた。まず冷戦終結直前の一九八七年に中距離核戦力（INF）条約が締結され、その後三年間に米ソは保有する地上配備の中距離核戦力を全廃した。

さらに冷戦終結後の一九九一年には米ソの戦略核弾頭を約半減し、六〇〇〇に削減するという第一次戦略兵器削減（START I）条約が署名され、ソ連の崩壊に伴い、一九九二年にその議定書が作成され、米国、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの五カ国間条約となり、二〇〇一年までに削減がすべて実施された。一九九三年に第二次戦略兵器削減（START II）条約が署名され、さらに三〇〇〇—三五〇〇に削減することが合意された。国際安全保障環境の影響もあり、この条約は発効しなかつた。しかし、二〇〇二年に、戦略核弾頭を二〇一二年一二月三一日までに一七〇〇—一三一〇〇に削減するという戦略攻撃力削減（SORT）条約が署名され、発効

し実施されている。

冷戦の終結により、核兵器国間の軍備競争を停止する方向を目指すものとして、冷戦期には約一〇〇〇回も実施された核実験を包括的に禁止する包括的核実験禁止条約（CTBT）が一九九六年に署名された。この条約はまだ発効していない。

冷戦の終結による欧州での安全保障環境の大幅な変化を受けて、一九九〇年には歐州通常戦力（CFE）条約が締結され、北大西洋条約機構（NATO）とワルシャワ条約機構（WTO）の通常戦力をより低いレベルで均衡させることに合意された。一九九二年に条約は発効したが、ソ連の崩壊やNATOの東方拡大などの新たな状況に応するため、一九九九年にCFE条約適合合意が署名され、軍事同盟を単位とするものから個別国家を単位とするものに変更され、さらに一層の削減にも合意された。

また冷戦終結を契機に米ソが世界的な軍事展開から大幅に撤退したことを背景として、新たな非核兵器地帯が設置された。一九九五年には東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）が署名され、一九九六年にはアフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）が署名された。

さらに一九九三年には、化学兵器の開発、生産、貯蔵、使用を禁止しその廃棄を規定する化学兵器禁止条約（CWC）が署名され、実施されている。また一九九七年には、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲を禁止し、その廃棄を規定する対人地雷禁止条約が署名されている。

このように冷戦終結を大きな契機として個別的軍縮の領域では大きな進展が見られ、軍備の削減が実施されいく一方で、国際社会の関心は不拡散を重視する方向に移行していった。まず条約発効の二五年後にその後の条約の期限を定めることになつていて核不拡散条約（NPT）は、一九九五年にその無期限延長が決定され、この条約の

基盤が強化された。この条約に従い非核兵器国に適用されていた国際原子力機関（IAEA）の保障措置が、イラクの核兵器開発などで不十分であることが判明し、それを強化するための追加議定書のモデルが一九九七年にIAEAで採択され、順次各国の署名・批准が行われている。⁽⁴⁾

冷戦の終結を経験したこの時期の軍縮問題は、国際安全保障環境の改善に伴い、核兵器および通常兵器を実際に大幅に削減することが合意され、化学兵器および対人地雷の廃棄も合意されている。また新たな非核兵器地帯も設置された。これらにより軍縮が大きく進展する一方で、不拡散の問題が重視されるようになり、不拡散強化のための措置が合意されている。この時期は軍備を実際に削減する軍縮が実定国際法としていくつか成立すると共に、不拡散に関する法的規制が強化されていく時期であった。

二 國際法上の軍縮の概念と内容

1 軍縮の伝統的な定義

前節での歴史的発展を基礎として、本節では、国際法上の軍縮とは何を意味するのか、それはどのような内容を持つものかを検討する。

まず「軍縮（disarmament, désarmement, Abrüstung）」の本来の狭義の意味は、欧米語では「軍備撤廃」であり、日本語では、「軍備縮小」である。⁽⁵⁾のようによく狭義では欧米語では撤廃（elimination）または廃棄（destruction）を意味し、日本語では削減（reduction）を意味しており、両者の間に概念の相違が存在する。しかし伝統的に「軍縮（disarmament）」という用語は、現実の国際社会における動きを捉えつつ解釈されている。

ノエル・ベーカー（Noel Baker）は、「軍縮（disarmament）」とは、世界の軍隊の全体または大部分の解体

(disbandment) を意味するのではない。むしろ一般国際法による世界の軍隊の適度な削減 (reduction)、およびそれらの制限 (limitation) を意味する」と述べ⁽⁷⁾、オッペンハイム＝ローターパクル (Oppenheim=Lauterpacht) は、「軍縮 (disarmament) で通常言及されるのは、軍備の撤廃 (abolition) ではなく、それらの一一定の限界への削減 (reduction) であり、その限界は国家の安全と国際義務の遂行に一致するといふである」と述べ⁽⁸⁾、さらにグッドリッチ (Goodrich) は、「軍縮」という用語は、国際協定による制限 (limitation) やおよび削減 (reduction) を意味する」として述べ⁽⁹⁾。また大平善悟は、「軍縮は、特定の又は一般の軍備の制限、縮少又は削減を意味するものと定義するのが妥当ではあるまいか」と述べている⁽¹⁰⁾。

その後、日本の軍縮問題研究会では、軍縮といふ言葉は「軍備縮小」を略したもので、軍備を縮小し、兵力を削減することを意味し、また、「軍備の縮小」という言葉の意味する現象としては、「軍備の撤廃」、「軍備の削減」、「軍備の制限」、「軍備の国際管理」などといふ広い概念が含まれていると述べ、軍縮をより広い概念で捉えている⁽¹¹⁾。同様に、クロード (Claude Jr.) も、「この用語は戦争の人的・物的手段の制限 (limitation)、管理 (control)、削減 (reduction) などびに文字通りの廃止 (abolition) を含む」と定義している⁽¹²⁾。モーゲンソー (Morgenthau) も、「軍縮 (disarmament) とは、軍備競争を終結させるための、一定のあるいはすべての軍備の削減 (reduction) または撤廃 (elimination) である」と定義している⁽¹³⁾。

これらの定義は、現実の国際社会での実際の動向を説明するために作成されたものであり、特に第二次世界大戦以前においては、軍備の制限および削減が中心であり、核兵器の出現とともに軍備の撤廃あるいは国際管理という概念が出てくる。しかし、これらの伝統的な軍縮の定義は、軍備の制限、削減、撤廃という軍備の量的なレベルに焦点を当てたものとなつてゐる。

2 軍縮と軍備管理

現実の軍縮がまったく進まず、冷戦の構造が拡大する中で、米国を中心に「軍備管理 (arms control)」という用語が好んで用いられるようになつた。一般的には、「軍備管理」は「軍縮」に対立する概念として用いられ、軍備に対する規制措置、凍結措置、監視措置、査察などの検証措置、あるいはその他の緊張緩和措置、国際的意思疎通の措置、さらに侵略抑止のための部分的軍備強化措置等までを含み、それはまた各国別の自発的措置から国際的取決めにまでわたつていて理解されている。⁽¹⁴⁾

シェリング (Schelling) とハルペリノ (Halperin) の定義によれば、軍備管理とは、戦争の可能性を低下させ、戦争が起つた場合にはその範囲と暴力性を抑え、また戦争準備に要する政治的・経済的コストを軽減するという目的にかなつた、潜在敵国間におけるあらゆる種類の軍事的協力であり、その基本的特徴は、共通利益の認識と、各々の軍備に関して潜在敵国同士であつても相互主義および協力の可能性があるという認識である。⁽¹⁵⁾

同様の見解として、ヘンキン (Henkin) は、「軍縮は軍備の撤廃あるいは削減を意味し、軍備管理は、少なくともある人々にとつて軍備は存在し続けるが、一定の規制に従うことを意味する」と述べ⁽¹⁶⁾、ブル (Bull) は、「軍縮とは軍備の削減または撤廃である。軍備管理とは軍備の水準、軍備の性質、展開、使用などの軍備政策に対し国際法的に行われる抑制である」と性格づけている。⁽¹⁷⁾さらにラーソン (Larson) も、「軍縮は軍備や兵力の削減ないし撤廃を目的とする措置を意味し、軍備管理ないし軍備規制は他の種類の制限を目的とする措置を意味する」と定義している。⁽¹⁸⁾

軍備管理の概念は、当時の国際安全保障環境を反映して生まれてきたものであり、この用語を意図的に使用する

理由として、ハドリー (Hadley) は、「『軍縮』は過去の経過からしてかなり感情的な要素を含んでおり、その関心は兵器と軍隊の実際の削減であり、その目的はあらゆる軍備の完全な撤廃にあると一般に考えられている。軍備管理は、戦争の可能性および狂暴性を減少させるための一国の軍事政策の方針である。軍縮は軍備管理政策の一部でありその最終段階であるかもしれないが、必ずしもそうであるわけではない。ある特定の新しい兵器を管理しつつ展開することが、軍縮よりも世界平和にとって有益であることがしばしばある」と説明する。¹⁹⁾⁽²⁰⁾

一九六一年に米国ケネディ政権下で設置された「軍備管理・軍縮庁 (Arms Control and Disarmament Agency)」は両者を含んでいるが、「その名は、全面軍縮のユートピアを望む者と、軍備競争を管理する方がより現実的であると考える者との妥協である」と説明されている。²¹⁾ 米国の軍備管理軍縮法第三条の定義によれば、軍備管理・軍縮という用語により、あらゆる軍備を国際協定の下で識別、検証、制限、管理、削減あるいは撤廃することが意味されている。²²⁾

その後、「軍備管理・軍縮」という用語が一般に使用されるようになり、バーンズ (Burns) の定義によれば、それは、(1)兵器の制限と削減、(2)非軍事化、非核化、中立化、(3)特定兵器の規制と違法化、(4)兵器の製造と移転の管理、(5)戦争法、(6)国際環境の安定化を包含する措置で、応報的措置、一方的措置、相互的措置の形態によるものと含む広大なものとなっている。²³⁾

3 軍縮と不拡散

冷戦後の国際社会においては、東西対立の消滅などを背景として、軍備を削減し、撤廃するといった措置が現実に合意され、履行されるようになり、伝統的な意味での軍縮が実施されると共に、大量破壊兵器の不拡散に焦点が

説
移行し、不拡散を強調するために、軍縮 (disarmament) と不拡散 (non-proliferation) を別個の概念として使用することが多いなった。

たとえば、一九九五年の核不拡散条約再検討・延長会議で採択された文書は、「核不拡散および核軍縮 (nuclear non-proliferation and disarmament) の原則と目標」であり、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の前文においては、「核兵器のすべての実験的爆発及び他のすべての核爆発を停止することは、……核軍備の縮小 (nuclear disarmament) 及びすべての側面における不拡散 (non-proliferation) のための効果的な措置となる」とを認識し」と規定されている。また、この分野における教育の重要性が認識され、国連総会決議を経て検討が行われ、二〇〇一年に国連総会で採択されたのは、「軍縮および不拡散教育 (disarmament and non-proliferation education) に関する国連事務総長報告書」である。

不拡散は、一般には軍備の拡散に至る行為を禁止するものであり、具体的には、一定の兵器の移譲の禁止、および受領と生産の禁止という形で質的な側面で義務づけられる。従って、軍備の撤廃、削減、制限といった量的な側面での義務を課す軍縮と一線を画すことに一定の意義は認められる。しかし、これらの用語は、「軍縮・不拡散」として一体として使用されるのが常である。⁽²⁴⁾

4 軍縮の概念と内容

以上の分析に基づき、「軍縮 (広義)」⁽²⁵⁾ の概念としては、「軍備に対する規制であって、量的には軍備の廃棄、削減、制限といった措置であり、質的には軍備の開発、生産、実験、保有、貯蔵、移譲、受領、配備など軍備に関する行動の禁止の措置である」と定義するのが好ましいと考えられる。⁽²⁶⁾ 国際法の観点から検討する場合、基本的には

実定法を対象とするので、条約として成立しているものが対象となる。また国際法の伝統的な二分法によれば、平時と戦時は明確に区別すべきであり、軍縮とは平時において自由意思に基づいて行われる規制であって、戦後処理の一環として行われるもの、特に武装解除、および戦時における特定兵器の使用の禁止とは区別して議論すべきであると考えられる。⁽²⁷⁾

「軍備管理」という用語を使用すべきではない理由としては、第一にこの概念は、戦争法一般、特定兵器の使用禁止、信頼醸成措置などを含み、分析概念としては、あまりにも広すぎると考えられること、⁽²⁸⁾第二に「軍備管理」概念の根底にあるのは冷戦時の米ソの対立であり、冷戦終結とともに、その前提 자체が消滅していること、⁽²⁹⁾第三にこの用語は、米国で頻繁に使用されたが、その他の国ではあまり用いられず、国連では原則として使用されていないことが挙げられる。⁽³⁰⁾

「不拡散」と「軍縮」とを区別せず、広義の軍縮に含めるべきであると考えるのは、軍備に関する一定の行動を禁止することは、国際法により不拡散以外にもさまざまに実施されており、それらを全体的に捉える方が分析概念として適切であるからである。また不拡散を強調するために、あるいは狭義の軍縮（撤廃、削減、制限）とのバランスを取るために、軍縮と不拡散が用いられているが、一体として用いられるのが常であり、両者の相互補完性が意図されているので、広義の軍縮として全体を捉えるのが好ましいと考えられる。

以上の定義に従えば、現在の「軍縮国際法」として以下のものが該当する。(1)から(3)は量的軍縮であり、(4)から(7)は一定の行動を禁止する質的軍縮である。⁽³¹⁾

- (1) 軍備の撤廃（elimination）または廃棄（destruction）——生物兵器禁止条約（BWC）、中距離核戦力（I）
 - (a) 軍備の量的規制

- (N F) 条約、化學兵器禁止条約 (C W C)、対人地雷禁止条約
- (2) 軍備の削減 (reduction) —— 欧州通常戦力 (C F E) 条約、第一次戦略兵器削減 (S T A R T I) 条約、
第二次戦略兵器削減 (S T A R T I I) 条約、戦略攻撃力削減 (S O R T) 条約
- (3) 軍備の制限 (limitation) —— 対弾道ミサイル (A B M) 条約、戦略攻撃兵器制限 (S A L T I) 暫定協定、
戦略攻撃兵器制限 (S A L T I I) 条約
- (b) 軍備の質的規制 —— 一定の軍備活動の禁止
- (4) 国家領域外 —— 南極条約、宇宙条約、海底非核化条約、月協定
- (5) 非核兵器地帯 —— トロテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、ペリンダバ条約
- (6) 核実験の禁止 —— 部分的核実験禁止条約 (P T B T)、地下核実験制限条約、平和目的核爆発条約、包括的核実験禁止条約 (C T B T)
- (7) 核拡散の禁止 —— 核不拡散条約 (N P T)、I A E A 保障措置協定、追加議定書

三 軍縮国際法の国際法体系内での位置づけ

本節では、国際法の体系の中において軍縮国際法がどのような地位を占めているか、また占めるべきかについて検討する。内外の基本的な国際法教科書においては、武力紛争法との関連で軍縮国際法を位置づける若干のものがあるが、大多数は、国際安全保障との関連で位置づけている。また軍縮国際法を独立した国際法の分野として取り扱うものもいくつか見られる。⁽³²⁾

1 武力紛争法との関連における軍縮国際法

軍縮国際法と武力紛争法との密接な関係を主張するものとして、森田章夫は『講義国際法』の「第一八章 武力紛争法と軍備管理・軍縮」において、以下のように述べる。

国際連盟期においては、紛争の平和的解決、集団的安全保障、軍縮（軍備管理）の三者の相関関係が強調された。今日でも、理論的には、軍備の存在が武力による威嚇（国連憲章二条四項）や平和に対する脅威（同三九条）に該当するかという問題はありえる。しかし、法的にみて、軍備管理・軍縮は、武力紛争法とより密接な関係を有する。それは、まず第一に、軍備管理・軍縮が、戦闘状態に入った場合を想定しながら平時ににおける武力の種類・量、配備地域等に制限を加える性質に由来する。これにより、突発的な武力衝突を防ぐという軍備管理・軍縮が有する固有の機能（緊張緩和、信頼醸成）に加えて、武力紛争発生時における戦闘を管理する機能をも有する点で、武力紛争法と共通する基盤を有するのである。第二に、戦闘手段の規制（違法化）と軍備管理・軍縮は、相互に相手分野の遵守基盤となり、同一条約に規定されることを指摘できるのである（例えば、化学兵器がこれに該当する）³³⁾。

また、田畠茂二郎『国際法新講』は、この問題を「第四章 戦争と中立」の中の「第二款 交戦行為の規則」の中の「二 害敵手段の規制」という項の下において、毒物の使用禁止、化学・生物学（細菌学）兵器の禁止、核兵器については、「核兵器は核反応によって巨大な核エネルギーを爆発的に放出する兵器であって、その殺傷効果は通常兵器とはくらべものにならないほど甚大である。したがって、それが実際に使用されるということになれば、人類に対し破滅的な被害をもたらすことは必死であつて、その使用はもとより、その開発、製造などもきびしく規

制する必要がある」と述べ、核兵器の使用については直接それを規制する国際的措置を講ずることが必要だが、現在のところこの点はきわめて不備であると述べた後に、(i)核兵器の配置・使用の禁止として、南極条約、宇宙条約、海底非核化条約、および非核兵器地帯条約を取り扱い、さらに(ii)核兵器実験の禁止、(iii)核兵器の拡散防止の問題を検討している。^{34) 35)}

2 国際安全保障との関連における軍縮国際法

高野雄一『全訂新版国際法講義・下』においては、「第七章 国際連合の集団保障」の中で、集団保障の体制、集団保障の実施、国連軍、地域的取極または機関の強制行動、国際連合の集団保障の武力行使の例外と並んで、「第六節 軍縮」が取り上げられている。³⁶⁾高野雄一は、「軍備は個別的な国家の主権的自由に属するものであり、軍縮はこの国家レベルの軍備の管理、縮少、撤廃に関する問題である。……この国際社会に個別的強力として存在し無限に肥大する軍備を、国際社会としていかに構造的に組織しなおすか、それが国際社会の平和と安全の一つの基本的課題であり、国家レベルにおける軍縮である。それが個別的安全保障に対する集団的安全保障の一基本課題であり、国際的な武力の組織化につながる」と述べている。害敵手段などは、「第八章 戦時法規」で取り扱われている。

山本草二『国際法』では、「第五章 武力紛争の規制」の中の「一 武力行使の禁止」において、「軍縮・軍備管理」が取り上げられ、集団的安全保障や自衛権は、「二 平和確保の手段」で、武力紛争は、「三 武力紛争法規の適用」で取り扱われている。³⁷⁾

松井芳郎他『国際法』では、「第一六章 紛争の平和的処理」および「第一八章 武力紛争法」とは別個にある

〔第一七章 平和と安全の維持〕の中において、戦争・武力行使の違法化、集団的安全保障、自衛権、平和維持活動と並んで、「軍縮」が取り扱われている。⁽³⁸⁾

高林秀雄他編『国際法Ⅱ』においても、「第三章 國際紛争の平和的解決」および「第五章 武力紛争法」とは別個にある「第四章 安全保障」の中において、戦争の違法化、集団安全保障、地域的安全保障、平和維持活動と並んで、「第五節 軍縮」が取り扱われている。⁽³⁹⁾ 寺沢一他『標準国際法』でも、「第一五章 紛争の平和的解決」、「第一七章 武力紛争」と並んでいる「第一六章 國際安全保障」の下において、戦争概念の変化、武力紛争の類型と戦時国際法の適用、「軍縮・軍備管理」、集団的安全保障、自衛権、国連の平和維持活動が取り上げられている。⁽⁴⁰⁾

藤田久一『国際法講義Ⅱ 人権・平和』においても、「第一〇章 國際紛争の平和的処理」とは別に「第一一章 國際の平和と安全」の中で、戦争の違法化、集団的安全保障と平和維持活動、「軍縮」、武力紛争の規制の四つの問題が並列に取り扱われている。⁽⁴¹⁾ 栗林忠男『現代国際法』でも、「軍縮・軍備管理」の問題は、一般的集団安全保障、地域的集団安全保障とともに、「第一七章 國際安全保障」の下で取り扱われている。⁽⁴²⁾

オッペンハイム＝ローテーパクト（Oppenheim＝Lauterpacht）の『国際法第二巻』においては、「第一部 國際紛争の解決」の中の「第一章 國際紛争の平和的解決」の中の「IX 軍備の削減と制限」で、この問題が取り上げられ、「軍備制限の問題は紛争の平和的解決のための措置とマシナリーにきわめて緊密に絡み合っているので、それをこの性格を持つ作業の中に位置づけることを否定することは不可能である」と述べ、さらに、「一般的かつ包括的協定による軍備の削減と制限は、国際法の確認と強制を委任された効果的な国際機関の存在に条件づけられる」と述べている。⁽⁴³⁾

カナダの基本的なケースブックであるキンドレッド (Kindred) 等の『主としてカナダで解釈・適用された国際法』でも、「第一三章 武力行使の制限」において、武力行使の禁止、武力行使の正当化、国連の平和維持活動の役割、「集団的軍縮 (collective disarmament)」が取り扱われている。⁽⁴⁴⁾ カーター (Carter) ハトリル (Trimble) の『国際法』では、「第一一章 武力行使と軍備管理」の中で、武力行使に関する国際法規範、集団的干渉—国連および地域的平和維持努力、個人責任、武力行使に関する米国内法、「軍備管理 (arms control)」が取り扱われている。⁽⁴⁵⁾

デュブュイ (Depuy) の『国際公法』においては、「第一章 紛争の国際的解決と武力行使の禁止」の下において、紛争の平和的解決、武力行使の禁止、執拗な武力行使の規制と並んで、「軍備の国際規制 (la réglementation internationale des armements)」が取り扱われている。⁽⁴⁶⁾ ディン (Dinh) 等の『国際公法』においては、「第一一章 国際の平和と安全の維持」の下で、国連の集団的安全保障と並んで「軍縮 (désarmement)」が取り扱われている。⁽⁴⁷⁾ ルジエ (Ruzié) の『国際公法』においては、「第一節 武力行使の制限およびその尊重を確保する手続き」の下で、武力行使制限の約束、違法な武力行使に対する集団的対応と共に、「軍備の国際規制 (la réglementation internationale des armements)」が取り扱われている。⁽⁴⁸⁾ テイエリー (Thierry) 等の『国際公法』においては、「第一〇章 国際関係における武力行使」の下で、国際関係における武力行使に関する法の歴史、国際関係における武力行使に関する法、国際安全保障、武力紛争法と並んで、「軍縮・軍備規制 (le désarmement et la maîtrise des armements)」が取り扱われている。⁽⁴⁹⁾

バーバー (Berber) の『国際法教科書』では、「第四章 戰争予防の法」の下において、紛争の平和的解決、戦争の禁止とその処罰、集団的安全保障、「軍縮 (Die Abrüstung)」、平和的変更が取り扱われている。⁽⁵⁰⁾ ノイホールド

(Neuhold) 等の『オーストリア国際法概論』では、「第一章 国際関係における武力行使と威嚇の禁止」の下で、戦争・武力禁止の発展、武力禁止強化の努力、「軍縮・軍備管理 (Abriistung und Rüstungskontrolle)」、国連集団安全保障システム、国連集団安全保障システム強化の試み、国連平和維持活動が取り扱われている。⁽⁵¹⁾ イプセン (Ipsen) の『国際法』においては、「第一五章 平和維持と紛争の平和的解決」の下で、現代国際法における武力禁止、自決権と介入、集団的安全保障と防衛同盟、「軍縮・軍備管理 (Abriüstung und Rüstungskontrolle)」、紛争の平和的解決が取り扱われている。⁽⁵²⁾

3 独立した分野としての軍縮国際法

大沼保昭『資料で読み解く国際法』においては、全一二三章の中で独立した章として「第一三章 軍縮」が取り入れられており、「第一〇章 国際紛争の平和的処理」、「第一一章 平和の維持・実現と集団安全保障」、「第一二章 武力紛争法」と同列に取り扱われている。⁽⁵³⁾ 月川倉夫等『講義国際法入門』においても、全二六講の中で独立した講として「第一一五講 軍縮・軍備管理」があり、「第一二一講 紛争の平和的解決」、「第一二二講 国際安全保障」、「第一二四項 平和維持活動」、「第一二六項 交戦法規と中立法」と同列に取り扱われている。⁽⁵⁴⁾

国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年』においては、その第一〇巻『安全保障』の全一〇章の中で、国際安全保障、自衛権、日米同盟、国際平和活動、人道法、戦争の違法化などと並んで、「第九章 軍縮」として取り上げられている。⁽⁵⁵⁾

大沼保昭編『国際条約集』においては、全一七章にわたり条約が分類して掲載されているが、「第一二章 国際紛争の処理」、「第一三章 安全保障」、「第一四章 武力紛争」と並んで、軍縮は「第一五章 軍縮」として独立し

た章が設けられ、一三の条約が含まれている。⁵⁶⁾
同様に、松井芳郎編『ベーシック条約集』においても、全一七章の中で、「一二章 紛争の平和的解決」、「一三章 安全保障」、「一五章 武力紛争」と並列的に軍縮は「一四章 軍備の規制」として含まれ、一二の条約と四つの資料が掲載されている。⁵⁷⁾

広部和也等編『解説条約集』では、条約が全一二章に分けられ、「一〇 紛争」「一一 武力」となっており、「一一 武力」の大項目の下に、「軍縮」、「安全」、「人道」の三つの部分が入っており、「軍縮」の下で、八つの条約と一つの資料が含まれている。⁵⁸⁾

4 軍縮国際法の位置づけ

これらの検討から明らかになることは、国際法体系の中において、「軍縮」は基本的には武力紛争法の問題ではなく、国際安全保障の問題として取り扱われており、武力行使の禁止、紛争の平和的解決および集団的安全保障と緊密に関わっていることである。したがって、軍縮を *jus in bello* の問題として取り扱うのではなく、*jus contra bellum* の問題として取り扱うのが適切であると考えられる。軍縮が軍備の量的規制や質的規制を実施することから、軍備の使用を規制する武力紛争法と深く関わっていることは否定できないことであり、使用の禁止が将来的に保有の禁止に導く可能性も否定できないが、国際法体系の中において、武力紛争（戦争）に反対する法（*jus contra bellum*）と武力紛争が発生した時に適用される法（*jus in bello*）という大きな分類に従うことが合理的であると考えられる。

四 軍縮国際法と国際安全保障

1 國際の平和と安全のための諸措置

平和で安全な国際社会、特に武力紛争のない国際社会の構築のためには、*jus contra bellum* として、武力行使の禁止、紛争の平和的解決、集団的安全保障、軍縮の四つの国際法の領域における進展が必要である。またこれらの四要素はそれぞれ相互依存関係にある。

クロード (Claude Jr.) は、「文字通りの厳格な意味に解釈すれば、軍縮（軍備撤廃）は平和に対する直接かつ簡単な手段に見える。それは、平和的解決は国家を戦う必要のない状況に置くことを提案しており、集団的安全保障は戦う多くのものを持った侵略者と敵対することを提案し、軍縮は戦うべき手段を取り上げることを提案しているからである。……しかし現実はもっと複雑であり、軍備と戦争の関係については、軍備があるから戦争するのか、政治的対立があるから軍備を必要とするのかの対立があるが、これは循環問題であって、原因と結果、政策と政策道具が相互関係の中で循環しているのである」と述べる。⁽⁶⁰⁾

また高野雄一は、軍縮が国際社会の平和と安全の一つの基本的課題であり、集団的安全保障の一基本課題であると主張する。⁽⁶¹⁾ オッペンハイム＝ローテルパク特 (Oppenheim = Lauterpacht) も、軍備の削減と制限は、紛争の平和的解決に密接に関連しているとともに、国際法の確認と強制を委任された効果的な国際機関の存在に条件づけられるとして述べる。⁽⁶²⁾

す、紛争解決平和的処理条約が、また契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約、および戦争法に
関する多くの条約が採択された。当時は、戦争に訴える自由が一般的に認められていた時期であり、軍縮のための
基盤はまだ整備されていなかった。

国際連盟は、戦争違法化の流れとして、一定の場合に戦争に訴えることを禁止し、紛争の平和的解決に関しては、
国交断絶に至るおそれのある紛争を裁判または連盟の審議に付託すべきものであるとし、常設国際司法裁判所をハ
レグに設置した。軍縮に関しては、軍縮を国際平和のための基本的要素であることを承認し、集団的安全保障に関
して、約束に違反して戦争に訴える連盟国は、当然他のすべての連盟国に対して戦争行為をなしたものとみなし、
他のすべての連盟国は非軍事的措置をとることを約束している。

このように、国際連盟においては、武力行使の禁止、紛争の平和的解決、軍縮、集団的安全保障のすべての領域
において一定の進展が見られた。このことは国際の平和と安全の維持のために有効な方向に向かっていることを示
しているが、武力行使禁止の範囲がきわめて不十分であり、紛争の平和的解決も義務的裁判管轄権の範囲は限定的
である。また集団的安全保障も体制としては初めて成立したが、それは分権的に実施されるもので不完全であつた。
軍縮も、連盟内部で積極的な交渉が行われたが、一般軍縮に関する条約の作成には失敗した。

武力行使の禁止に関しては、さらに一九二八年に署名された戦争拠棄に関する条約（不戦条約）により、国際紛
争解決の手段としての戦争、国家の政策の手段としての戦争が禁止され、武力行使禁止の方向に向けての大きな進
展が見られた。また連盟規約を補完する意図をもつて、一九二八年に、国際紛争平和的処理一般議定書が国際連盟
で採択された。

このように連盟期においては、武力行使の禁止、紛争の平和的解決、集団的安全保障に一定の進歩が見られ、こ

れらを背景にして軍縮に取り組む体制は、十分ではないが、一応整つたので、諸国は積極的に軍縮問題に取り組んだが、一般的軍縮には成功しなかった。

内山正熊は、この会議が失敗した根底には、フランスの安全保障要求とドイツの平等要求の対立があつたとし、フランス案は、安全保障第一の立場に立つて集団的安全保障制度に重点を置くものであつたと述べ、軍縮と安全保障との関連を強調している。^[63]

大平善悟も、「軍備は平和の破壊の兆候であつて、平和破壊の病原ではない。軍備を縮少したとしても、残つた武器で戦争をおこすことができ、戦争そのものはなくならない。軍備あつても、戦争を起す動因さえ無ければ、戦争は発生しない。車をせめるよりもその前に馬をせめるべきではなかろうか。これが、国際連盟の軍縮運動の辿つた尊い体験の結論であり、軍縮の前に、紛争の処理ならびに安全保障の問題が重要視されねばならない所以が知られるにいたつた」と述べ、紛争の平和的解決および集団的安全保障を重視している。^[64]

このように、連盟時代の一般的軍縮の失敗は、主として武力行使の禁止、紛争の平和的解決、集団的安全保障が不十分であつたことが原因であると考えられる。

国連憲章は、その第一条において、その目的は、国際の平和及び安全を維持することであるとし、そのために、有効な集団的措置をとること、紛争を平和的に解決することを挙げており、集団的安全保障と紛争の平和的解決が中心であることを示している。さらに第二条の原則において、紛争の平和的解決および武力行使の禁止が明記されている。武力行使の禁止に関しては、憲章は、武力の行使のみならずその威嚇も禁止し、不戦条約よりもさらに禁止を徹底し、例外的に武力行使が認められるのは、国連の集団的措置による場合と、第五一条に規定する自衛権の場合に限定した。紛争の平和的解決に関しても、第六章で安全保障理事会の権限を詳細に規定し、集団的安全保障

については、第七章で、非軍事的制裁のみならず軍事的制裁の可能性を規定した。

軍縮については、連盟規約とは大きく異なり、軍縮は国連の目的にも原則にも挙げられず、総会が、軍備縮少及び軍備規制を律する原則を審議、勧告すること（第一一条）、安全保障理事会が、軍備規制の方式を確立する計画を作成すること（第二六条）が含まれているだけである。国連憲章上の軍縮関連規定は、連盟規約に比べて消極的であると一般に考えられている。⁽⁶⁵⁾ コマチナ（Komatina）は、「憲章における基本的な国際法上の義務は、武力行使の放棄と紛争の平和的解決である。この義務および国際法の不可分性の原則が意味するのは、戦争手段の規制、すなわち軍備管理・軍縮の必要性である」と述べ、間接的にその必要性を引き出している。

しかし、憲章作成の後に原爆が使用されたことを契機として、国連はその最初から軍縮の問題に積極的に取り組むこととなつた。初期の交渉は、軍備の規制、制限、削減、大量破壊兵器の廃棄、原子力の国際管理を目的としており、一九六一年の「軍縮交渉の合意された基本原則に関する米ソ共同声明」では、交渉の目的は、以下のことを確保する計画に合意を達成することであるとしている。(a)軍縮は全面的かつ完全であること、戦争はもはや国際問題解決の手段ではない。(b)軍縮の進展のためには、紛争の平和的解決のための信頼しうる手続きの確立、国連憲章の諸原則に従つた平和維持のための効果的な取決めの構築を伴わなければならない。

ここでは、軍縮と、武力行使の禁止、紛争の平和的解決、集団的安全保障がすべて必要な要素として含まれている。その後米ソが提出した全面完全軍縮条約案も、これらの要素をすべて含んだものであり、米国案では、平和維持軍や平和軍の設置、国際司法裁判所の強制管轄権などが含まれ、ソ連案では国連憲章に従つた国連軍の設置、国連憲章上の紛争平和的解決義務の再確認が含まれていた。

この壮大な計画は、冷戦中の米ソ対立という基本的構造下では失敗せざるを得なかつた。国連憲章の集団安全保

障も国連軍の設置に失敗し、武力行使の禁止も厳格には遵守されず、紛争の平和的解決もほとんど強制力をもたなかつた。このような状況において全面的かつ完全な軍縮は不可能であり、軍縮交渉の目的は個別的な軍縮措置に移行していった。

2 軍縮と武力行使の禁止

軍縮の進展のためには武力行使を禁止する国際法の発展が不可欠であるし、軍縮が進展することにより武力行使の禁止の国際法が発展するための状況が設定される。*jus ad bellum* の問題は実定法としては二〇世紀に入つてから発展してきたので、それ以前の国際社会においては、実定法としての軍縮の進展はほとんど見られなかつた。すなわち、国家が主権的権利として戦争に訴えることが「強力的紛争解決手段」として認められていた時代に、その権利の行使手段としての軍備を規制することは困難であつた。

国連初期には、核兵器の廃絶および全面完全軍縮をめざして交渉が行われたが、それらには成果は達成されず、その後、個別的な軍縮措置がさまざまな領域で実定国際法として合意され、冷戦後には一定軍備の削減や廃棄の措置もとられている。

逆にこれらの軍縮措置は、武力行使の可能性を事前に低減し、除去するものである。軍備の量的削減、撤廃などと共に、一定空間で軍備の配備を禁止し、一定の国が核兵器の保有や配備を禁止することにより、武力不行使原則が強化されている。

現在、特に重要なのは、自衛権行使に関連して、武力行使禁止の原則が弱められる傾向にあることであり、国際平和と安全の強化のためには、国連憲章第五一条の要件を厳格に適用する方向を目指すべきである。

3 軍縮と紛争の平和的解決

紛争の平和的解決は武力行使の禁止と表裏一体の関係にある。紛争の平和的解決の義務は国連憲章上規定されているが、具体的なケースになると、外交的手段の場合は安全保障理事会の調停であり法的拘束力を持たないし、国際司法裁判所における義務的管轄権の受諾はかなり低いレベルにとどまつており、大国は義務的裁判管轄権にきわめて消極的である。

紛争を平和的に解決すべきという国際法の強化は、紛争を武力によって解決する可能性を削減させ、それは軍備保有の必要性を軽減させ、軍縮の進展に貢献するものとなる。したがつて、国際の平和と安全の強化のためには、紛争の平和的解決のメカニズムを一層整備し、その点に関する安全保障理事会の権限を強化することも考えるべきであろう。また義務的裁判管轄の範囲を徐々にでも拡大する方向が探られるべきであり、強制的な平和的解決の範囲を拡大していくべきである。

個別的な軍縮措置として、領域外の非軍事化や非核化、非核兵器地帯の設置、核不拡散など、事態の悪化を前もって防ぐという予防的性質をもつ措置がすでに国際法として存在しているが、これらの措置は紛争予防の役割を果たしており、紛争の平和的解決という側面からも有意義なものである。したがつて将来軍事的対立が予想されるところにおいて、予防的に軍縮措置を採用していくことが望まれる。具体的には、宇宙における軍備競争が危惧されており、そこから紛争が生じる可能性があり、国際の平和と安全が損なわれる可能性があるので、新たな国際法の定立が望まれる。また非核兵器地帯の範囲を拡大すべきであり、中東、北東アジア、中東欧などにおいて地帯設置の努力がなされるべきである。

4 軍縮と集団的安全保障

国家が軍備を削減し撤廃するためには、自国の安全保障を自国の軍事力以外に依存する制度の構築が必要とされる。連盟期に一般軍縮の交渉が成功しなかった原因の一つでかつ重要なものは、集団的安全保障が確立されなかつたことである。国連においても、憲章上は集団的安全保障が備えられているが、第四三条の特別協定が締結されないなど、冷戦期の米ソの対立を背景として、十分なレベルには到達していない。

逆に国家が高い水準の軍備を備えているときには、集団的安全保障は機能しにくいわけであり、国家の軍備水準が低いほど集団的安全保障は機能すると考えられる。連盟規約では、国の安全と集団安全保障による強制に支障がない最低限度にまで軍備を削減することが必要であると規定している。

大平善梧は、「軍縮の前提要件に、安全保障がある。一国の安全は、軍縮の不可欠な前提であり、現在では軍縮達成のためには、集団的安全保障の整備が切望される。……軍縮を徹底して、各国の軍備を撤廃し、これに代わつて、国際警察軍を設定できたとすれば、軍縮は究極において、集団的安全保障と一致することになる」と述べる。⁶⁷⁾軍縮の進展により集団的安全保障制度構築の条件を改善するとともに、集団的安全保障制度の強化により、各国の軍備の重要性を低下させることが必要である。

おわりに

現代の国際法体系において軍縮は重要な機能を果たしており、特に武力紛争（戦争）に反対する法（*jus contra bellum*）の一領域として、武力行使の禁止、紛争の平和的解決、集団的安全保障と相互依存関係にあり、それぞれの領域における国際法の発展が相乗効果をもつて、国際の平和と安全を強化していく。現在の部分的軍縮を一層進

論 説
国際社会はこれらのすべての領域において、小さな進展であつても継続的に追求していくことが国際の平和と安全にとつて、かつすべての国の安全にとって必要であると考えられる。

(1) T.N. Dupuy and G.M. Hammerman, *A Documentary History of Arms Control and Disarmament* (R.R. Bowker Company, New York and London, 1973), pp. 16-36.

(2) I・カント(宇都宮芳明訳)『永遠平和のために』(岩波文庫、一九八五年)、一六一一七頁。

(3) グツドリツチらは、「要約すれば、連盟規約は軍備縮小のための法的根拠を設定しようとしたのに対し、憲章は軍備見制のところの「原則」によらず「計画」を将来作り出すマンナリ一を設立してゐる」。

Goodrich, E. Hambro and A. P. Simons, *Charter of the United Nations*, 3rd ed., (Columbia University Press, 1969), pp. 211-212.)

(4) また一〇〇四年四月に、大量破壊兵器が非国家行為に渡ることを防止するための国連安全保障理事会決議一五四

○が採択された。これは国連憲章第七章の下で行動したものとして、法的拘束力ある決議となつてゐる。

(一) たゞ、第一段階の軍備削減問題に限つては、わざわざ、la limitation des armements' la réduction des armements 並ぶ二段階の一いじり、すなわち、制限、削減とは別の「撤廃」として捉えられていた（三枝茂智『国際軍備縮少問題』（新光社、昭和七年）、六七一頁）。なお欧米語にはむしろ「武装解除」という意味があり、最近DDR（disarmament, demobilization, reintegration）として議論されているが、本稿ではないの側面は取り扱わない。

(6) 国連憲章第一二条の「軍備縮小」の英語は disarmament であるが、国際連盟規約第八条の「軍備ヲ縮少スル」の英語は reduction of armaments である。なお核不拡散条約第六条の「核軍備の縮小」は nuclear disarmament である。

(\sim) P.J. Noel Baker, *Disarmament*, (Hogarth Press, London, 1927), p.2.

(∞) L. Oppenheim = H. Lauterpacht, *International Law: A Treatise*, Vol. 2, seventh ed. (Longmans, 1952), p. 121.

- (9) Leland M. Goodrich, *The United Nations*, (Tomas Y. Crowell Company, New York, 1959), p. 215.
- (10) 大平善梧「軍縮と国際法」『横田先生還暦祝賀—現代国際法の課題』(有斐閣、一九五八年)、116頁。
- (11) 軍縮問題研究会編『軍縮問題の研究』(国民出版協会、昭和31年)、1頁。
- (12) Inis L. Claude Jr., *Swords into Plowshares*, (Random House, Inc., New York, 1956), p. 286.
- (13) Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations*, 5th ed., (Alfred A. Knopf, New York, 1978), p. 393.
- (14) 前田寿「核時代の軍縮交渉」『軍縮問題の研究』(国際政治研究会、一九六五年)、111頁。
- (15) Thomas C. Schelling and Morton H. Halperin, *Strategy and Arms Control*, (The Twentieth Century Fund, New York, 1961), p. 2.
- (16) Louis Henkin (ed.), *Arms Control: Issues for the Public*, (Prentice-Hall, Inc., N.J., 1961), p. 4.
- (17) Hadley Bull, *The Control of Arms Race*, (Institute for Strategic Studies, 1961), p. ix.
- (18) Thomas Larson, *Disarmament and Soviet Policy 1964-1968*, (Prentice-Hall Inc., N.J., 1969), p. 4.
- (19) Arthur T. Hadley, *The Nation's Safety and Arms Control*, (Viking Press, New York, 1961), pp. 3-4.
- (20) ノーベル賞受賞者アーネスト・ボルトは、軍縮と軍備管理を分離・対立させ、軍備管理を重視する考え方には、これは軍縮と比べて実際の目的を見失わせ、軍備管理から軍縮への連続性を切斷し、軍備管理から軍縮へ進むことを否定するものであると反論 (Andrew Martin, *Legal Aspect of Disarmament*, (British Institute of International and Comparative Law, London, 1963), p. 27.)。しかし軍縮の成果がわずかであつたとしても、軍備管理から軍備管理措置を受容する方向の思想の行動を回すやうなことは残念である。軍備管理と言ふ用語の使用を拒むべきだ (Alva Myrdal, *The Game of Disarmament: How the United States & Russia Run the Arms Race*, (Pantheon Book, New York, 1976), pp. xxxiii-xxxiv.) とするべきである。
- (21) Chalmers M. Roberts, *The Nuclear Years: The Arms Race and Arms Control 1945-1970*, (Praeger Publishers, N.Y., 1970), p. 54.
- (22) United States Arms Control and Disarmament Agency, *Documents on Disarmament 1961*, (U.S. Government Printing Office, 1962) p. 483.

(23) Richard Dean Burns, "An Introduction to Arms Control and Disarmament," Richard Dean Burns (ed.), *Encyclopedia on Arms Control and Disarmament*, Vol. I, (Charles Scribner's Sons, New York, 1993), pp. 3-6.

- (24) 日本の外務省も、11001年5月に『わが国の軍縮外交』を刊行したが、1104年4月には『日本の軍縮・不拡散外交』を刊行し、『不拡散』の用語を入れるようになった。外務省の組織は、一九七六年五月に国連局政治課軍縮室が設置され、一九七八年四月に国連局軍縮課となり、一九九三年七月には総合外交政策局軍備管理・科学審議官組織軍備管理軍縮課となり、11004年8月には、総合外交政策局軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課と変遷してきている。
- (25) 本稿において「軍縮」の用語を用いることの正当性は、以下三において検討する国際法教科書における用語の使用方法からも強化される。日本の教科書は、すべて「軍縮」という用語を含んでおり、大部分は「軍縮」を単独で用いている。「軍備管理」を「軍縮」と並べて使用する場合にも、「軍縮・軍備管理」と軍縮が先に列举されており、米国のように「軍備管理・軍縮」と記述するのはさわめてまれである。米国では一般に「軍備管理」のみか「軍備管理・軍縮」と記述されるが、カナダの教科書およびドイツ語およびフランス語の教科書では、「軍縮」という用語が基本的であり、軍備管理が補足的に追加された「軍縮・軍備管理」を使用するか、「軍備規制」という用語が用いられる。
- (26) 藤田久一は、軍縮の広い意味を使用するとして、軍備、軍隊、軍事支出の規制、制限、削減、撤廃を含み、また兵器の開発、実験、生産、配備、展開、拡散、移転、使用の制限または禁止を包含するとする（藤田久一『軍縮の国際法』（日本評論社、一九八五年）、一一一頁）。
- (27) リセン（Lysén）は、「軍備の存在に関する」とされる措置は戦争法の条約義務から生じる措置とは本質的に異なる。戦争法に従つた措置は戦時に有効である（*jus in bello*）が、軍縮措置は平時に有効である（*jus pacis*）。二つのタイプの条約の目的が異なるので、兵器の存在の規制と使用の規制は、独立してくるわけではないが、区別すべき異なる秩序である」と述べる（Göran Lysén, *International Regulation of Armaments: The Law of Disarmament*, (Iustus Forlag AB, Uppsala, 1990), pp. 55-56.）藤田久一は、*jus ad bellum* と *jus in bello* の表面的な矛盾は、両者が自律性をもつて作用するにから、両者の基本的区别により解決されるとして、両者の基本的な区別を強調する（藤田久一『国際人道法』新版、（有信堂、一九九三年）、三九頁）。
- (28) その理由の一つは、軍備管理の軍備は“arms”的であるが、この英語は「軍備」のみならず「戦闘」をも意味す

- るのや、やいには「戦闘管理」という要素も含まれるかふである。
- (29) 石川卓「『サイル防衛と「軍備管理の終焉』」黒澤満編『大量破壊兵器の軍縮論』(信山社、1100四年)、九〇一九一頁。Is Arms Control Dead? といふタイトルのトドーの問題を分析してゐる。ローマンタリー (Harold Brown, James Schlesinger) および因の論文 (Thomas Graham, John Steinbruner, Stephen Cambone, Brad Robert) を参照。
- (30) ローマンタリーの語は使用されず軍縮の部分的措置などが使用される。国連においては、軍縮委員会、国連軍縮特別総会、国連平和・軍縮地域センターであり、事務次長のポストも軍縮担当である。ジュネーブの交渉機関も、一八九〇年軍縮委員会、軍縮委員会会議、軍縮委員会、軍縮会議と名称を変更しているが、一貫して軍縮を使用している。
- (31) 本稿では個々の軍縮条約の国際法からの分析は行わないで、筆者による以下の著書を参照。『現代軍縮国際法』(一九八六年、西村書店)、『軍縮国際法の新しい視座』(一九八六年、有信堂)、『核軍縮と国際法』(一九九二年、有信堂)、『核軍縮と国際平和』(一九九九年、有斐閣)、『軍縮国際法』(一〇〇一年、信山社)、『軍縮問題入門』(新版)』(一〇〇五年、東信堂)。
- (32) 日本の教科書はほんすべてが、軍縮を取り上げてゐるが、外国の教科書では必ずしもすべてではない。たゞ日本は、以下の教科書は軍縮を取り上げてゐない。J. L. Brierly, *The Law of Nations*; Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, J. G. Stark, *Introduction to International Law*; Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*; M. Akehurst, *Modern Introduction to International Law*; O. Schachter, *International Law in Theory and Practice*; G. Dahm, J. Debrück, R. Wolfrum, *Völkerrecht*; Ch. Rousseau, *Droit International Public*; A. Verdross, B. Simma, *Universelles Völkerrecht: Theorie und Praxis*.
- (33) 小寺彰・若沢雄司・森田章夫編『講義国際法』(有斐閣、一〇〇四年)、四八一頁。
- (34) 田畠茂一郎『国際法新講・下』(東信堂、一九九一年)、一五五一―一七三頁。ただ、「第三章 安全保障」の総説部分で、「国際平和維持の観点からいま一つ見逃す」とがやさない重要な問題は、軍縮 (disarmament) の問題である。……南極条約や宇宙条約、あるいは後でみる核兵器その他の兵器の規制にかかる条約など、さわゆる軍備管理 (arms control) の面で若干の条約が成立したが、軍縮の面では、なお問題を残している」と述べてゐる (一七一―一七三頁)。
- (35) 米国の基本的な教科書であるヘンキン (Henkin) 等『国際法—判例と資料』第一版では、「第一四章 武力の使用」

のトド、国家による武力行使、内戦への介入、武力の集団的使用、「軍備管理・軍縮」について記述されていたが、第三版では、戦争法が追加され、軍備管理・軍縮とともに、戦争法と兵器管理として記述されている (Louis Henkin, Richard C. Pugh, Oscar Schachter, Hans Smit, *International Law, Cases and Materials*, Second Ed., (West Publishing, 1980), pp. 998-1002, Third Ed., (1993), pp. 1039-1045.)。

- (36) 高野雄一『全訂新版国際法概論・下』(弘文堂、昭和六一年)、四〇七一四二一八頁。国際法学会が刊行した『国際法講座』においても、高野雄一は「第一〇章 安全保障」の中の「第三節 集団的安全保障」の中で「軍備縮小」を取り扱っている(国際法学会編『国際法講座第二巻』(有斐閣、昭和一九年)、四六一七四頁)。
- (37) 山本草二『国際法』新版、(有斐閣、一九〇〇四年)、七〇七一七一四頁。
- (38) 松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畠郁・松田竹男・田中則夫・岡田泉・薬師寺公夫『国際法』第四版(有斐閣、一九〇一一年)、一九四一一九六頁。
- (39) 高林秀雄・山手治之・小寺初世子・松井芳郎編『国際法II』(東信堂、一九九一年)、一七一一八二頁。
- (40) 寺澤一・山本草一・広部和也編『標準国際法』(新版)、(青林書院、一九九七年)、四六七一四七六頁。
- (41) 藤田久一『国際法講義II 人権・平和』(東大出版会、一九九四年)、四一一一四二一頁。
- (42) 栗林忠男『現代国際法』(慶應義塾大学出版、一九九九年)、五一二一五二二一頁。
- (43) L. Oppenheim=H. Lauterpacht, *supra note 8*, pp. 121-122.
- (44) Hugh M. Kindred et al., *International Law Chiefly as Interpreted and Applied in Canada*, 5th ed., (Emond Montgomery Publications Limited, 1993), pp. 886-924.
- (45) Barry E. Carter and Philip R. Trimble, *International Law*, 2nd ed., (Little, Brown and Company, Boston, New York, Toronto, London, 1995), pp. 1486-1510.
- (46) Pierre-Marie Dupuy, *Droit International Public*, (Dalloz, Paris, 2004), pp. 638-656.
- (47) Nguyen Quoc Dinh, Patrick Daillier, Alain Pellet, *Droit International Public*, 4e édition, (Librairie générale de droit et de Jurisprudence, Paris, 1992), pp. 922-933.
- (48) David Ruzié, *Droit International Public*, (Dalloz, Paris, 2000), pp. 234-239.

- (49) Hubert Thierry, Jean Combacau, Serge Sur, Charles Vallee, *Droit International Public*, (Editions Mantchrestien, 1979), pp. 541-533.
- (50) Friedrich Berber, *Lehrbuch des Völkerrechts*, III Band (C. H. Beck'sche Verlagesbuchhandlung, München and Berlin, 1964), pp. 113-121.
- (51) Neuhold—Hummer—Schreuer (Hrsg.), *Österreichisches Handbuch des Völkerrecht*, Band I, (Manzsche Verlag, Wien, 1991), pp. 296-298.
- (52) Knut Ipsen, *Völkerrecht*, 5 Auflage, (Verlag C. H. Beck, München, 2004), pp. 1132-1163.
- (53) 大沼保昭編著『資料で読み解く国際法・上』第1版(東信堂、1100五年)、1五四—1九〇頁。
- (54) 月川倉夫・家正治・戸田五郎『講義国際法入門』(嵯峨野書院、11001年)、110—1—11111頁。
- (55) 国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年—第一〇〇年—第一〇〇卷安全保障』(11省堂、11001年)、1111九—1六一頁。
- (56) 大沼保昭編集代表『国際条約集一〇〇六』(有斐閣、1100六年)、七11六—七六四頁。
- (57) 松井芳郎編集代表『ベーシック条約集—1100六年版』(東信堂、1100六年)、九六一—1〇〇九頁。
- (58) 広部和也・杉原高嶺編集代表『解説条約集1100六』(11省堂、1100六年)、七11—七五一頁。
- (59) 特に核兵器の使用を巡る諸問題を、從来の *jus in bello* の中で(す)べて捉える)とには若干の問題があるようと思われる。非核兵器地帯の議定書における約束、消極的安全保証、先行不使用、一九九六年の「核兵器の使用または威嚇の合法性」に関するI C Jの勧告的意見などに共通するのは、それらが、純粹に武力紛争時ににおける核兵器の「使用」のみを取り扱っているのではなく、武力紛争発生以前における核兵器の「使用の威嚇」をも取り扱つており、国連憲章第一四条四項の規定と似通つたものになり、單なる「武力紛争時における使用の禁止」以上の内容を含んでいるからである。なお、化学兵器禁止条約および対人地雷禁止条約はそれらの「使用」のみを禁止している。
- (60) Inis Claude Jr., *supra note* 12, pp. 287-289. 松井も、「国際連盟の時期に議論された」とある集団安全保障、紛争の平和的解決および軍縮の「三位一体」による平和の実現という考え方をもう一度取り上げてその可能性を検討する必要があると思われます」と述べる(松井芳郎『国際法から世界を見る』第二版、(東信堂、1100四年)、一一九頁)。
- (61) 高野雄一『前掲書』注(36)、四一一页。

- 説論
- (62) L. Oppenheim = H. Lauterpacht, *supra note 8*, pp. 121-122.
- (63) 内山正熙「軍縮の現代的意義」『法學研究』第三回卷五号、一九五七年、二二七—二二八頁。
- (64) 大平善悟「前掲論文」(注10)、一七〇—一七一頁。
- (65) いの考え方に対し、武力行使の禁止なしに軍縮を語る「」は意味がな「」、国連憲章第一条四項の明確な義務が軍縮および軍備規制の義務の十分な法的根拠であり、基本原則に入る「」とならべての具体的措置を第一一条、二二六条、四七一条で規定するだけじゃなかったのであると解釈される「」があ（Jiuyong Shi, "Address Delivered at the Formal Plenary Session," Julie Dahlitz and Detlev Dicke (eds.), *The International Law of Arms Control and Disarmament*, (United Nations, New York, 1991), p. 23.）国連憲章上軍縮の義務が存在するとする見方にいたりせ、以て參照。Miloš Radojović, "L'obligation pour Étates de désarmer," *International Law Association Report 1966*, pp. 626-627; O. V. Bogdanov, "Outlawry of War, and Disarmament," *Recueil des Cours*, 1971, II, pp. 21-41; Joachim Schulz, *Völkerrecht und Abrüstung*, (Staatsvertrag der Deutschen Demokratischen Republik, Berlin, 1967), pp. 88-94.

- (66) Milan Komatina, "Address Delivered at the Formal Plenary Session," Julie Dahlitz and Detlev Dicks (ed.), *supra note 65*, p. 32.
- (67) 大平善悟「前掲論文」注(10)、一七五頁。マダリヤガ (Madariaga) は「軍縮問題の解決はその問題自体の中には見出されないはやや、その外にある。事実、軍縮の問題は軍縮の問題でない。それは本当に世界共同体の組織化の問題である」の分析であ（Salvador de Madariaga, *Disarmament*, (Kennikat Press, Inc., Port Washington, N. Y., 1929), p. 56.）。